

給付費等システム導入・運用保守業務に係る公募型プロポーザル 仕様書

【件 名】

給付費等システム導入・運用保守業務委託

【目 的】

本件は、施設型給付費等の各種事務に関するものであり、以下の業務内容も機能を備えることで、豊中市職員および民間の保育所等との施設型給付費等請求業務の効率化並びに各種データ一元管理を図る。

- ア 施設、施設職員、園児情報のエビデンスに基づいた施設型給付費や地域型保育給付費等の請求書作成
- イ 職員配置等に基づいた各施設の施設型給付費等の費用の額の算定に係る加算申請及び交付申請
- ウ 処遇改善等加算に係る加算率認定申請及び実績報告

【対象の施設と事業】

- 1 施設型給付
 - (1) 保育所
 - (2) 認定こども園
 - (3) 新制度移行幼稚園
- 2 地域型保育給付
 - (1) 小規模保育事業
 - (2) 事業所内保育事業
- 3 施設等利用給付
 - (1) 新制度未移行幼稚園
- 4 地域子ども・子育て支援事業
 - (1) 延長保育事業
 - (2) 一時預かり事業
 - (3) 病児保育事業
 - (4) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
 - (5) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費に限る）
- 5 保育対策総合支援事業費補助金
 - (1) 保育体制強化事業
 - (2) 保育補助者雇上強化事業
 - (3) 家庭支援推進保育事業
- 6 地方単独補助金（市単独補助金のうち施設職員や園児数に基づく補助金に限る。）
 - (1) 豊中市人材確保対策特別補助金
 - (2) 嘱託医手当加算補助金
 - (3) 看護師配置補助金
 - (4) 障害児加配補助金
 - (5) 1歳児保育加算補助金
 - (6) アレルギー食対応調理員配置補助金
 - (7) 地域子育て支援活動事業
 - (8) 使用済みおむつ処理補助金
 - (9) 物価高騰対応補助金
- 7 豊中市保育士助成金のうち補助対象者の把握

【契約期間】

システム導入業務：契約日から令和7年（2025年）3月31日まで（本契約における部分）

システム運用業務：令和7年（2025年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日まで
（別契約における部分）

【納入場所】

豊中市役所こども事業課及び下記の対象施設

【支払方法】

システム導入業務：検収の翌月末 一括現金払い（本契約における部分）

システム運用業務：令和7年（2025年）4月1日から毎月月末 月額支払い（別契約における部分）

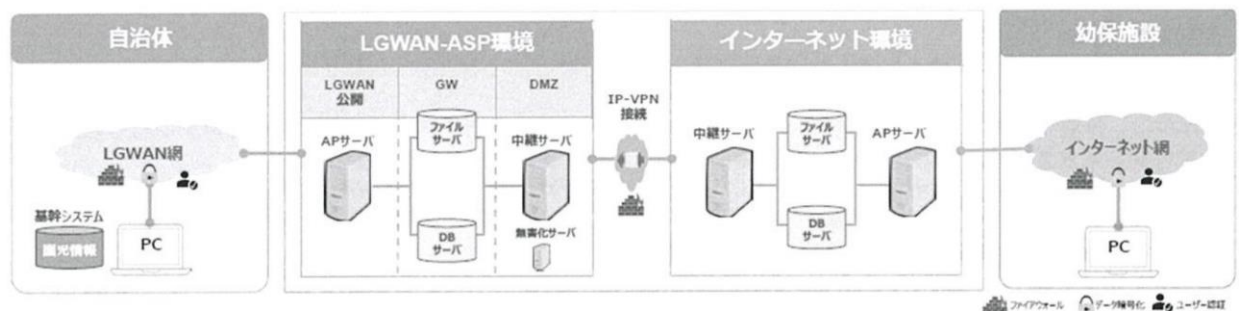
【業務内容】

- 1 給付費等管理システムの導入
 - (1) 詳細要件のヒアリング
 - (2) 業務フローの整理及び改善提案
 - (3) カスタマイズ部分の設計・開発・テスト
 - (4) アカウント作成（豊中市用、施設職員用）
 - (5) 初期データ登録（施設情報、職員情報、園児情報等）
- 2 給付等管理システムの運用・保守
 - (1) システム稼働監視
 - (2) 各種セキュリティ対策
- 3 補助金等の管理システムの導入
- 4 補助金等の管理システムの運用・保守
- 5 システムに関する操作マニュアルの提供および更新
- 6 システムの操作手順に関する研修の実施（豊中市向け、施設職員向け）
- 7 豊中市及び施設職員からの電話/メール等による問い合わせの対応

【調達範囲】

本件の調達範囲は、民間の保育所等と豊中市の職員が利用する Web サービス一式（アカウントライセンス）とする。端末やネットワーク回線は含まない。

<概要> 下記に図示される範囲一式



【豊中市内の対象施設】 令和 6 年 7 月現在

番号	施設種別	施設数
1	民間保育所	48
2	認定こども園	35
3	新制度幼稚園	8
4	小規模保育事業	15
5	事業所内保育事業	1
6	新制度未移行幼稚園	6
合計		113

【システム要件】

1 基本要件

- (1) 定期的なバージョンアップ(機能拡張)を図るため、LGWAN-ASP サービスの形態で提供すること。
- (2) 独自補助の単価や加算条件の変更時にパラメータの設定で対応できるなど、カスタマイズを必要最小限に抑えたシステム設計となっていること
- (3) 受託者はシステム並びに成果物が、第三者の著作権、特許権、知的財産権、その他の権利を侵害していないことを保証するものとし、侵害している懸念がある場合については、事前に豊中市に報告すること。
- (4) プライバシーマーク及び ISO/IEC27001 (情報セキュリティマネジメントシステム) の認証・評価を受けていること。
- (5) 複数の自治体で導入・運用実績があること。

2 機能要件

別紙「機能要件一覧」に記載された機能を提供できること。

3 非機能要件

1 全般

- (1) 豊中市こども事業課が利用する機能は、LGWAN-ASP 環境から Web ブラウザで利用できること。ただし、豊中市こども事業課が利用する機能が LGWAN-VDI 環境からのアクセスに変更される場合を想定して、適宜対応できること。
- (2) 施設職員が利用する機能は、インターネット環境から Web ブラウザで利用できること。
- (3) システムの稼働率を 99.9%以上確保すること。
- (4) サーバー障害等によるデータ消去及び破壊のリスクを低減するため、サーバー、記憶装置等を冗長化する機能を設けること。
- (5) システムへの負荷を考慮し、最適なバックアップの方法及び頻度が設定されていること。その際、バックアップ処理によりシステムの性能要件を損なうことのないようにすること。
- (6) バックアップデータは、業務上の必要性を加味し最低限 5 世代(目次)取得できるよう構築すること

2 セキュリティ要件

- (1) コンピュータウイルス等、悪意のあるプログラムの侵入を防止するため、アンチウイルスソフトウェアを活用する等の対策を講じること。
- (2) サイバー攻撃や改ざんに備え、システム監視やセキュリティホール対策を適切に講じること
- (3) 個人情報を取り扱う保守作業については、入室制限がされたセキュリティルームの設置のうえ、防犯カメラによる保守エリア内の常時録画を行うこと。

- (4) 通信および蓄積データに対して暗号化を行う機能を設けること。また、一部の画面通信については LGWAN 側・インターネット側ともに TLS1.2 を実装し、通信経路上の暗号化を行うこと
- (5) ファイヤーウォール等による不正アクセス対策を講じること。
- (6) LGWAN・ASP 環境内に無害化サーバーを設置し、ファイルの無害化を行うこと
- (7) システムへのログイン時は、ID 及びパスワードの認証だけでなく、端末認証も行うこと。

4 動作環境

以下の環境で動作すること。ただし、最新情報についてはシステム画面上の表記に準じる。

番号	種別	動作環境
1	OS	Windows 10 以降
2	メモリ	8GB 以上
3	ブラウザ	・ Google Chrome 最新版 ・ Microsoft Edge 最新版

【導入作業】

1 全般

- (1) システム導入にあたり、既存の業務フローをヒアリングし、システム化する範囲を整理して最適なシステム運用フローを提案すること。
- (2) カスタマイズや必要な機能については、制度に則った正しい業務が可能となるよう要件定義を行うこと。
- (3) 契約後速やかにキックオフ会議を実施すること。キックオフ会議では、運用開始までの詳細スケジュール及び初期設定内容を豊中市に提案すること
- (4) 初期データの登録においては、所定のフォーマットを準備すること。なお、豊中市や施設職員が入力する際に入力漏れや入力誤りがないように工夫すること。
- (5) 運用開始にあたり、豊中市で実施する設定作業の支援を適宜行うこと。

2 操作マニュアル

- (1) 運用開始までに豊中市及び施設職員向けの操作マニュアルを作成し、提出すること。
- (2) 操作マニュアルは、ICT 知識のない者が理解できるよう、専門用語を極力用いず、画面キャプチャを用いた分かりやすいものとする。
- (3) 内容に修正や変更が生じた場合は、随時改定を行うこと。

3 研修

- (1) 豊中市と受託者にて協議のうえ、研修内容及びスケジュールを策定すること。
- (2) 給付等管理システムを使用するユーザーを対象とし、操作方法の習得を目的とした研修を豊中市の指定する場所で開催すること
- (3) 遠隔地から移動が困難な状況となった際は、オンラインでの遠隔研修をする等柔軟に対応すること。

【運用保守】

1 稼働時間

- (1) システムの稼働は 24 時間 365 日とする。ただし、メンテナンス等のためにシステム停止が必要となる場合は、システム上で事前に通知すること。

2 ヘルプデスク

- (1) 豊中市こども事業課及び施設職員からの問い合わせに対応するため、ヘルプデスクを設置すること。
- (2) ヘルプデスクへの問い合わせは、年末年始を除く平日 9 時から 18 時で受け付けること。
- (3) 電子メールによる問い合わせにも対応すること。
- (4) 電子メールでの問い合わせは 24 時間受付とすること。ただし、受付内容への一次回答は翌営業日まで

でとする。

3 障害対応

- (1) 障害発生時の連絡体制及び対応フロー等をあらかじめ定めること。
- (2) 障害が発生した場合には速やかに豊中市へ報告し、早期復旧を図ること。
- (3) 管理するデータが消失しないようにバックアップデータを保存し、必要に応じてバックアップデータからの復旧作業を行うこと。

4 システム保守

- (1) 機能改善などのバージョンアップがある場合には、事前に通知したうえで行うこと。
- (2) OS や Web ブラウザのバージョンアップにはシステムとして適宜対応すること。
- (3) 定期的にシステムのメンテナンスを行うこと。
- (4) 各バージョンアップ・メンテナンスに係る費用は本契約に含むものとする。
- (5) 公定価格や制度等に変更がある場合は、システムの更新作業を行い制度変更に対応すること。実装期間については、単価更新など軽微なものは単価確定から 3 か月以内とし、それ以上の開発負荷が発生する場合は別途対応方針や期間を協議のうえ決定するものとする。

5 アクセス権限

アクセスログを保存し、不正アクセスが発生した場合には速やかに豊中市に報告し、必要に応じてアクセスログを開示すること。

【秘密の保持】

本業務の実施にあたり知り得た情報については、本業務の遂行のみに利用することとし、情報の流用、部外者への漏洩は一切禁ずるものとする。なお、受託者は自己の親会社及び子会社等の関連会社及び委託先に対し、本業務を実施する上で合理的な範囲内において秘密情報等を開示することができる。ただし、秘密情報等を開示する場合は、受託者が豊中市に対して負うのと同等の守秘義務を課し、当該開示先による漏洩についても受託者が責任を負うものとする。

【個人情報保護】

個人情報の取り扱いには細心の注意を払い、外部に漏洩することがないように厳重に管理し、「豊中市個人情報保護条例」を遵守すること。

【利用規約の取り扱い】

システムの利用にあたり、本契約とシステムの利用規約との間に内容の相違がある場合は、利用規約が本契約に優先して適用されるものとする。

【契約不適合責任】

本システムの運用開始日から起算して 1 年以内に、本契約との不適合が判明した場合は、豊中市と協議のうえ、無償で迅速かつ誠実に修正等の作業を実施すること。なお、この場合、不適合部分のみ修正することとし、修正のためにユーザーインターフェース及び操作内容を変更する必要が発生した場合には、事前に豊中市に報告すること。

【権利帰属】

本システムに関する知的財産権（本システムそのものの知的財産権のほか、本システムに関連して受託者が委託者に対して提供する操作マニュアル、研修資料等も含まれる。なお、これらに限られるものではない。）は本システムのユーザーが登録したデータ等の知的財産権を除き、すべて受託者又は正当な権利者に帰属するものであり、本契約の締結又は本システムの利用の承諾によっても、委託者又は本システムのユーザーに移転するものではなく、本システム以外に利用等することを許諾するものでもな

い。

【疑義の解釈】

本仕様に定める事項について、疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上決定するものとする。

以上